



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
754号 2019年4月9日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax：870-0335
 携帯：090-5587-7693
 Mail：sugimori@max.hi-ho.ne.jp

子どもの生命と人権を守る

野田市女子児童虐待死

第1回定例会一般質問 ②-A

杉森議員は3月6日、牛久市議会第1回定例会で、①東海村原子力施設事故時の対応、②子どもの生命と権利を守るために、③非正規雇用職員の処遇改善について、一般質問しました。今号では②のAを掲載します。

アンケートの実態

【杉森議員の質問】千葉県野田市の小学校4年生の女子児童が1月24日、自宅で遺体となって発見されました。父親が虐待、暴力の疑いで同日逮捕され、2月4日に母親も共謀の疑いで逮捕されています。亡くなるまで親から受けた女子児童の恐怖と苦痛を考えると言葉がありません。2017年夏に沖縄県糸満市から野田市に転居後、ほどなく父親の母親に対する暴力の疑いを野田市が把握。その時、柏児童相談所も含めて児童を要保護児童として見守りが必要と認定したはずです。しかも亡くなった児童は、同年11月に学校のアンケートや聞き取りで、自分や母親に対する父親からの暴力、虐待を打ち明け、助けを求めています。そこで、牛久市の小中学校での家庭内暴力についてのアンケート、聞き取りの頻度と内容、方法について、まず質問いたします。

市教委として年2回実施

【教育長の答弁】教育委員会として市内すべての児童生徒に、年2回「自分の自己肯定感をどうとらえているか」「自分の所属する学級の満足度をどうとらえているか」といった内容の調査分析を学校と共に行っています。

また、アンケートの頻度は各学校によって様々ですが、少ない学校で年に2回、多い学校では毎月実施しています。

内容についても学校によって様々ですが、いじめに関する質問項目はどの学校にも入っています。例えば「人にいじめられたりいじめられそうになったことはありますか。」「他の友だちがいじめられているところを見たり聞いたりしたことがありますか。」といった内容です。アンケートは記名式がほとんどで、虐待やいじめを疑う記入があった場合は、必ず担任等が聞き取りを実施し、内容は管理職に報告しています。

暴力の疑いがある場合は

【杉森議員の質問】牛久市では、小中学校で保護者等の暴力の疑いを認定した場合、どのような対応をしているのか、相談機関等はどうのようにしているのか伺います。実際に小中学校で確認した虐待の件数、事例について伺います。

児童相談所への通告が原則

【教育長の答弁】保護者の暴力の疑いを認定した場合、児童相談所への通告が原則です。

ある学校では、登校した子どもを見たところ、体のいろいろな部位にこぶやあざを発見しました。子どもに聞き取りをしたところ、親にやられ、こわいと訴えました。学校は虐待と判断し、親に確認を取りました。親が殴ったことを認めたため、学校が児童相談所へ通告し、同日児童相談所の虐待班によって一時保護となりました。親が子どもを殴った理由は、子どもが嘘をついたことが原因でした。実は、この親も自分の親から虐待を受けて

育っており、自分の子どもへのかかわり方が虐待にあたることを理解していませんでした。虐待の連鎖が起こっていたというケースです。

その後、児童相談所やこども家庭課が親に指導を継続した結果、今までのかかわり方が虐待であることを理解し、かかわり方を変えることを約束しました。子どもも親との生活を望んでいたため、一時保護は1ヶ月程度で解除となり、一緒に生活を送れるようになりました。一時保護が解除となっても、すぐに終結とはなりません。学校やこども家庭課、また児童相談所などの関係機関が連携を図って、本人や親の状況を確認し、二度と同じことが起こらないように支援をしてきました。

今後も、**学校が虐待発見の最前線**であるという認識をもち、関係機関と相互に連携・協力しつつ、早期発見、早期対応に努めていきたいと考えています。

保護者から恫喝された場合は

【杉森議員の質問】野田市ではアンケートの直後に児童は児童相談所に一時保護されましたが、約20日後に解除されてしまいました。その後、立ち入り権を持つ児童相談所が虐待や暴力を重く見ず、学校まかせにした罪は重いものがあります。そして2018年1月、教育委員会の担当者が父親の恫喝に屈し、児童のアンケートのコピーを渡してしまったことは遺憾極まりないことです。

教育委員会を恫喝する父親が、児童に対してどれだけ恐怖と脅威を与えているのか、教委の受ける脅威はそのとき限りでも、子どもは親から逃げられません。謝罪して済む話ではないだろうと思います。そこで、牛久市の場合、保護者等からの恫喝・威圧的態度的な場合、どのような対応をしているのか、どのようなマニュアルがあるのか、その場合の相談機関はどうなっているのか質問します。

警察や弁護士に相談も

【教育長の答弁】保護者から恫喝・威圧的態度的な場合であっても、とにかくそれに屈しないということが大切だと考えます。

子どもの安心・安全を第一に考えれば、保

護者の過度な要望や要求を安易に受け入れることはできません。それでも恫喝を止めない保護者に対しては、警察の協力を仰ぐこともあります。

虐待事案ではないですが、過去に学校に対して不当な要求をし、大声を出しながら、校内を歩き回り、子どもたちを不安にさせるような保護者がいました。教員がそれを止めようとして、もみ合いになったこともありました。そのときには、警察に対応してもらおうと同時に、牛久市の顧問弁護士にも相談し助言をいただきました。

また、ある学校では家庭訪問の際、先生が保護者につかみかかられるという事案もありました。また、毎日、数時間にわたる電話や要望をいただいているケースもあります。

問題の深刻化・多様化

このように、学校では、いじめ、不登校、事故、等日々様々な問題が発生しており、問題はますます深刻化・多様化しています。

また、子どもの問題行動の背景には、心の問題、家庭友人関係、地域など日常生活における環境上の問題があります。親からの虐待のように学校が原因でないケースも少なくないし、貧困問題や地域の問題等、原因が学校の外に深く大きく広がり、しかも複雑に絡み合っています。

一方、働き方改革の中で、教員の専門性を授業などの子どもと向き合う時間にいかに集中させることができるかも課題になっています。

子どもの最善の利益を図る

こうした中でも、子どもの最善の利益を図ることが学校の使命であり、子どもの問題と保護者の問題は必然的に一体の問題として取り扱わざるを得ないのが現実です。また、学校で起こる問題は1回限りではなく、変化しながらも常に継続しています。

そうしたことから、関係機関との連携を図りながらも、保護者との信頼関係を絶やさないように配慮し、子どもにとって最善なこと何かを常に考えて対応していきます。